

リパックトナー等品質保証規定

ケイティケイ株式会社
〒461-0001 名古屋市東区泉2丁目3番3号
TEL 052-931-1881 FAX 052-932-5459

1. リパックトナー等の保証について

弊社リサイクル工程において品質には万全を期しておりますが、万一、使用中に印字トラブルが発生した場合、リパックトナー又はリパックドラム（以下、総称して「リパックトナー等」という）を無償交換または無償修理させていただきます。

但し、以下の場合は、保証の限りではございませんので予めご了承下さい。

A. リパックトナー等使用末期、保証期間超過に関するもの全て

- ・既に90%以上のトナーを使用済みの場合
- ・製品生産日より起算して1年6ヶ月以上経過したリパックトナー等の場合
- ・カートリッジがご使用末期状態の場合（トナー残量に係らず使用末期を判別している機種で、カートリッジ使用末期となっている場合、保証内のトナー残量があってもご使用方法等で内部構成部品が使用末期と判別された場合など）

B. お客様プリンターによるものもしくは、取り扱いに起因するもの

- ・納入後のお客様の取り扱い不注意によるリパックトナー等破損・損傷の場合
- ・プリンター側部品に起因する障害の場合
(定着器、給紙ローラー等のプリンター消耗部品の寿命によるもの)
- ・プリンターメーカーの取扱説明書に規定されていない用紙での不具合
- ・プリンター印刷設定が適正でない使用状態での不具合
(厚紙使用時等の印刷設定不適合等によるもの)
- ・ラベル用紙片、パンチ屑、ホチキス等の異物混入による不具合

C. その他

- ・弊社製造番号シール、社名シール等の管理・識別用シールが貼られていない場合もしくは、第三者に分解された形跡が認められる場合
- ・返却時に不具合内容の指摘が無く、弊社検査においても異常が認められない場合
- ・不具合が発生したリパックトナー等を弊社に返却いただけなかった場合
- ・不具合印字見本の保管・提出をいただけなかった場合

2. プリンタ一本体の保証について

弊社のリパックトナー等がプリンター故障の原因であると確認できた場合、プリンターの修理費用は負担致します。

但し、以下の場合は、保証の限りではございませんので予めご了承下さい。

A. 事前に弊社へのご連絡無くメーカー等に直接連絡し、修理された場合

- B. プリンター側消耗部品・定期交換部品の交換に関するもの
- C. リパックトナー等に関連しない障害部位、障害内容である場合
- D. 不具合現品が返却されない場合
- E. プリンタ一本体の故障の場合に、プリンターの保守会社の点検レポートに、その故障がリパックトナー等に起因する旨の指摘がないとき

3. 免責事項について

弊社のリパックトナー等使用時の不具合に起因する二次的な損害（プリンターのトラブルによる業務停滞、遅延またはトナーの落下、漏れにより衣類、家具類等が汚れたことによるクリーニング費用等（逸失利益等を含む。））につきまして、当社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

以上